

フィリピン国産業集積地（カビテ州）
洪水対策事業（協力準備調査（有償））
DFR

日時 平成 29 年 6 月 19 日（月） 13 : 59 ~ 16 : 09

場所 JICA 本部 210 会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称 略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 行動生態計測分野
助教

織田 由紀子 JAWW（日本女性監視機構）代表

清水谷 卓 多機能フィルター株式会社 国際事業部 部長

谷本 寿男 社会福祉法人 共働学舎 顧問（元恵泉女学園大学 人間社会学部国
際社会学科 教授）

林 希一郎 名古屋大学 教授

JICA

<事業主管部>

上野 和彦 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長

山下 望 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

篠原 悠子 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

<審査部>

永井 進介 審査部 環境社会配慮審査課 課長

古賀 藍 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

<調査団>

乙川 牧彦 株式会社建設技研インターナショナル

鈴木 政範 株式会社建設技研インターナショナル

大村 健 株式会社パセット

<フィリピンより Skype 参加>

幡野 貴之 株式会社建設技研インターナショナル

フィリピン国産業集積地（カビテ州）洪水対策事業
（協力準備調査（有償））
ドラフトファイナルレポート案ワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1. ステークホルダー協議での意見の事業計画への反映

助言委員より、ステークホルダー協議で事業に対して寄せられた意見の中で、事業のデザインに直接影響を与えうる要望があった場合、どのように事業計画への反映が検討され、反映されたその結果を整理してFRに記載すべきとの指摘がなされた。

これを受けてJICAより、ステークホルダーからの要望・意見の中には、フィージビリティ調査において対応できるもの、詳細設計を待たないと対応できないもの、そもそも事業計画において対応困難なものが混在すると考えられるが、協力準備調査のFRに対応方針の記載を検討する旨を説明した。

2. 洪水対策事業における長期間のデータによる分析

助言委員より、洪水を含む自然災害については、過去30年程度を見て発生規模及び被害が拡大している可能性を把握しておく必要があるため、長期間の自然災害データを収集することが有用である旨指摘がなされた。

これを受けてJICAより、可能な限り過去の洪水被害の情報入手を試みているが、経済被害の規模を示すデータは限定されると説明した。本調査では過去数十年間に発生した洪水の被害規模を示す情報は現存せず、時系列に沿った洪水の経済被害の変化を定量的に示すことは難しいが、自然災害自体の規模の変化については把握に努めると説明した。

3. 供用時の構造物による影響

助言委員より、分水路等の構造物の供用時の影響について、河川上流からの流下土砂の堆積のような自然要因に起因するものや、分水路等のごみの不法投棄等の人為的な要因に起因するものについても影響評価の対象にすべきとの指摘があった。

これを受けてJICAより、本事業の分水路等における流下土砂の堆積については構造物が出来たことにより供用時に影響が想定されるため環境管理計画に緩和策を含めること、一方、住民によるごみの不法投棄等の人為的な影響については構造物が建設されたことによる影響ではないため影響評価の対象としないことが説明された。

4. 社会配慮に関するデータ

助言委員より、住民移転計画の作成にあたっては、被影響世帯の特性を把握し、補償方針や生計回復支援策の立案に活かすために、可能な限り、被影響世帯の正規・非正規の別、社会的弱者世帯、女性世帯主世帯に関して性別を含むクロス集計を行うようにとの指摘がなされた。

JICA側より、本事業の住民移転計画の最終化にあたっては、既に行われた調査による情報の制約があるものの、可能な項目については対応する旨が説明された。

以上

フィリピン国産業集積地（カビテ州）洪水対策事業
（協力準備調査（有償））
最終報告書ドラフト

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
1.	DFR I-1p	1.1の表 1.1.1には 優先プロジェクトにおける洪水対策の配置計画がまとめられているが、これらの優先プロジェクトの位置関係がわかる図を入れるべきではないか（1-45p.では、図 1.2.1 本邦技術の採用候補位置図が示されているが）。（コ）	谷本委員	本事業の洪水対策をまとめた地図をお配りします（添付資料1）。また、FRでは、表 1.1.1に合わせて図 1.2.1 に示した事業全体配置図を一部修正の上、提示するようにいたします。
2.	1-1	表 1.1. 1 に優先プロジェクトにおける洪水対策の配置計画が表でまとめられており、その後個々のプロジェクトの図面が記載されています。各プロジェクトを全体一枚の地図で表示したものを最初につけていただいた方が読者には読みやすいと思います。（コ）	林委員	
3.	DFR pp2-1~	2.2 では、優先プロジェクトとして選定された6つの非構造物対策事業の実施状況と課題が整理されているが、それらの実行性は必ずしも担保されていないと読み取れる。実施・担当機関の能力不足（ハード優先意識、不十分な予算と人材の確保など）や住民の意識欠如などが根本的な問題と言えよう。これに関し、これらの6つの非構造物対策優先プロジェクトを同列におくのではなく、実施・担当機関および住民にとっても、直ちに集中して取り組むべき非構造物対策事業を選び、その実施計画を策定した上で、実行を図るべきではないか。（コ）	谷本委員	F/S調査においては非構造物対策として6つの優先プロジェクトが提案されていますが、構造物対策の効果発現に直接的に影響し直ちに集中して取り組むべき課題としては、河川・排水路清掃活動、及び洪水警報避システムの監視・機能向上体制構築として洪水管理委員会（FMC）の拡大が挙げられます。前者については、維持管理体制の一環として、DPWH や地方自治体による覚書（MOA）を締結し、実行性を担保する予定です。後者については、既にイムス川流域とした洪水管理委員会が2014年に設立されており、今般サンファン川流域の地方自治体を追加し、上述の河川・排水路清掃活動の実施状況のモニタリングや必要に応じて各地方自治体への勧告等を行う想定です。これら非構造物対策については、コンサルティング・サービスによる側面支援を行う予定です。
4.	1-1	1-2に、San Juan 分水路プロジェクトの最終的に選択された代替案の理由が「社会的影響の有意性と建設内容の簡易さ」とまとめられていますが、3つの代替案を具体的に比較検討した中身を加えてください。（コ）	林委員	以下をFRに追記します。 「MP案および3つの代替案を比較した結果、人口密集地を迂回することで建設工事が最も簡易であり、宗教施設(教会)の移転が不要で地域社会的影響が最も少ない理由から代替案2を選択するものとする。」

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
5.	DFR P1-1	<p>当事業のスコoping案の資料によると、洪水対策の優先プロジェクトは、①現在実施中の遊水池、②河道改修、③分水路、及び④新規遊水池の4つから構成されているが、この度のDFRでは、「④新規遊水池」に関する記述をみつけることができません。「④新規遊水池」は本事業においてどのように取り扱われているのでしょうか？（質）</p>	清水谷委員	<p>本事業の M/P では段階的な治水整備計画を策定しており、現在実施中の①遊水池事業、及び本カビテ洪水対策事業で実施予定の②河川改修と③分水路建設は第1次治水整備計画として実施され、④新規の遊水池事業は第2次治水整備計画として実施予定です。 第1次治水整備計画は、2026年完成を目標に、25年確率計画規模を達成するもの、第2次治水整備計画は、2030年完成を目標に、50年確率計画規模を達成するものです。</p>
6.	3-31～34	<p>環境測定地点等の図面に、プロジェクト場所をいれてください。環境測定点とプロジェクトとの位置関係がわかると読者が理解しやすいと思います。（コ）</p>	林委員	<p>添付資料2のように作図いたしました。FRにも追記します。</p>
7.	DFR 1-59p 1-63p & 1-66p	<p>1.3の表 1.3.1のSan Juan分水路の浚渫土(9500m3)も掘削残土と同様にLGU推薦の処分場で処理されるのか。そうであれば、(c)処分場の箇所(1-63p)に明示すること。（質）（コ）</p>	谷本委員	<p>San Juan分水路の浚渫土は現場で仮置きし、水切り等の前処理後に掘削残土同様、LGU推薦の処分場で処理するものと計画しています。FRで「(c)処分場」の節に追記します。</p>
8.	3-29	<p>新規廃棄物処分場については、今回のスコopから外れているのかもしれませんが、今回のプロジェクトの中で大きな環境影響を与える項目の一つであるため、きちんと整理しておくべきと思われます。候補地選定の留意事項として簡単な表にまとめられていますが、他の類似事例を踏まえて、まとめた方がよいのではないのでしょうか？動植物への影響で留意すべきことは、希少種のみではないと思われます。廃棄物処分場のような一定面積以上の規模の大きいプロジェクトについてはこのあたりに気を付ける必要があると思われます。（コ）</p>	林委員	<p>新規の廃棄物処理場の候補地は対象LGUからの情報に基づいていますが、現時点で確定しているものではありません。事業実施に伴い発生する土砂等の一部は、再利用に適した条件であれば再利用が見込まれます。そのため、廃棄処分される土砂の量の見積もりが出来ていないものの、既設処分場のみでは受け入れきれないと想定されるため、詳細設計時に処分場の新設の必要性、場所等を最終決定し、フィリピン国内法に沿って必要に応じて環境影響評価を実施します。その際に留意すべき点を候補地の諸元、許認可プロセス、環境社会配慮上の留意事項を中心にFRに追記します。動植物への配慮はもちろん希少種に限定するものではありませんが、場所選定のベンチマークの1つとして挙げております。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
9.	DFR 3-5p & 3-38p	<p>3.1.1 (1) 自然環境の(f) 動植物では、「保護すべき希少動物も報告されていない」との記載があるが、希少種や絶滅危惧種だけが保護の対象となるのではなく、いわゆる通常種も配慮の対象である。</p> <p>また、表 3.1.19（マングローブ地域で確認された動物、3-38p）では、NT：準絶滅危惧 (Near Threatened) のフィリピンコブラの生息が明示されている。このことから、(f) 動植物の項の「保護すべき希少動物も報告されていない」との記載は修正されるべきである。（コ）</p>	谷本委員	<p>ご指摘どおり該当部を以下のように FR で修正します。（該当部）</p> <p>「生息動物種は、マングローブ林（後述）におけるフィリピンコブラが IUCN レッドリストで NT：準絶滅危惧種として確認されている。」</p>
10.	DFR Pp3-38 ~	<p>3.1.7（スコーピング再評価）では、供与時の欄で、スコーピング時のD評価が、調査結果に基づく再評価ではN/Aに変更されている項目がいくつかある。新たにN/Aという評価を採用した説明が必要ではないか。</p> <p>また、この関係で、大気汚染や騒音・振動については、それらを発生させる施設・運用は想定されないという理由付けは理解できる。しかし、土壌汚染では、改修河川・排水路及び新分水路に護岸が設置されたとしても、（洪水によって運ばれてくる土砂に加えて）堤体や護岸からの土壌の流入は必ず（僅かであっても）発生するものであり、「土壌汚染を発生する施設・運用がないため、供与時の土壌汚染は想定されない」という理由付けで N/A 評価とするには無理があるのではないか。同様に、廃棄物についても、住民などによるゴミの不法投棄が継続する可能性は否定できないため、N/A ではなく、D 評価に戻すべきではないか。（コ）</p>	谷本委員	<p>N/A は「スコーピング時に D 評価であったため、影響評価が行われなかった」ことを意味します。表 3.1.20 の注釈にその旨分かりやすく追記します。</p> <p>委員のご指摘の点のうち、供与時の河川や排水路、分水路への土壌の流入については、発生するものの影響は限定的であると考えられ、スコーピング時にも D 評価としており、評価結果に変更はないと考えています。また、廃棄物においても、河川改修が直接的にもたらす影響を対象に評価しており、住民モラルに起因する不法投棄は対象外としてスコーピング時に D 評価としました。一方、河川・水路に投棄されたごみの堆積は従来より課題となっているため、DFR2 章 2.3 に河川・水路へのごみの不法投棄を抑制するため、地域住民への啓蒙活動を提案しています。</p>
11.	DFR p3-45	<p>表 3.1.17 において、マングローブへの影響面積が全体で 3.67ha と示されているが、そのうち、伐採されるマングローブはどれくらいでしょうか？（コ）</p>	清水谷委員	<p>影響面積=伐採対象面積 としています。推定伐採本数は DFR にも記載ありますが約 2019 本です。</p>
12.	助言対応表	<p>マングローブの植生状況や必要な対策の記述に関して、DFR 第 3 章表 3.1.7 及び表 3.1.21 示されている</p>	清水谷委員	<p>申し訳ございません誤記でした。正しくは表 3.1.20 No.10 生態系&No.15 海岸、および表 3.1.21 No.10 生態系&No.15 海岸です。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	No.11	となっているが、表 3.1.7 は関連性が無いように見えるが、誤りでしょうか？（質）		
13.	3-50	マングローブ代替植林活動の具体的な中身はどこに記載されていますか？内容はどのようなものでしょうか？p3-58 から 59 の(b)伐採・植林に関する施策の記載内容でしょうか？もしそうである場合は、今回のケースとして、どのようなマングローブ代替植林活動を行うのがあまりはっきりしませんので、明確に記載していただいた方がよいと思います。（コ）	林委員	<p>本事業で実施するマングローブの代償植林は、詳細設計(DD)時に伐採範囲を最終的に確定し、天然資源環境省(DENR)による審査・伐採許可が出ると同時に、代替植林の樹種および本数が決定されます。その内容に従い事業主体(DPWH)は自治体や地域住民らと協働し植林場所を決め代替植林を実施します。P3-58～59 (b)の記載はフィ国での他の事例であります。DD 時における DENR の決定に基づき具体的な植林活動が決定される旨、FR の環境管理計画(表 3.1.21)およびモニタリング計画(表 3.1.22)に記載します。</p>
14.	DFR 3-49p	表 3.1.23(EMoP)には、マングローブ代替活動という記述があるが、この活動は実施されているのか。どのような内容の活動であるのかの記述が必要である。（質）（コ）	谷本委員	
15.	DFR 第 3 章	マングローブ樹の補償植林（環境管理計画、15 海岸）。この件につき既に構想（場所、樹種なども含む）があれば教えてください。	石田委員	
16.	DFR p3-45	伐採マングローブ樹の補償植林について、場所・規模を含む補償植林案を FR に記述すること。	清水谷委員	
17.	DFR 第 3 章	年々減少の一途をたどるマングローブ林面積（2014 年時点で同州では 33ha）なので、貴重になっていく度合いが増していくともいえるでしょう。その 10 分の 1 の面積（3.67ha）が本事業によって影響を受け伐採対象になるとということについて、考えられる緩和策を列挙すると同時に、本プロジェクトへの推奨事項としてマングローブを取り上げていることは意義のあることだと思われます。マングローブ林を防災に効果的に用いることを目指すだけでなく、生物多様性を維持することの重要性やマングローブと SDGs との関連も記述に加えていただければと思います。（コ）	石田委員	

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				目標 14 海洋資源 目標 15 陸上資源 目標 17 実施手段
18.	助言対応表、助言 13 番	回答を記述されている箇所が記載なかったため、助言 13 番は DFR3 章 3-39 における「5：廃棄物」とリンクしており、第三章に見出しましたが DFR3 章 3-28 から 30 での記述であると理解しましたが。それであってますか。ほかにこの件について記述された箇所があれば合わせて教えてください。（質）	石田委員	ご記載された箇所が該当し、その他には記載しておりません。
19.	DFR 第 3 章	魚類の行動を妨げない工法（環境管理計画、10 生態系および 15 海岸）。どの種を対象としたどのような工法を想定されているのでしょうか。環境社会配慮調査結果や再評価の表（第 3 章）ではそういった記述が見出せませんでした。（質）	石田委員	観察された魚種はティラピア、goby(ハゼの仲間)、Tarpon(タイセイヨウイセゴイ)、カライワシなどフィ国の淡水・汽水域に生息する食用魚です(表 3.1.16 10 生態系 に記載)。本事業の河川内での工事は水量が少ない乾季実施であり、河道の締切は行わない(表 3.1.20 No.2 水質汚濁に記載)ので、これら魚類すべてが工事中でも遊泳可能と考えます。 河道および護岸掘削時の土砂の影響は、対象河川がクラス C(我が国の河川類型 C 相当)で元から濁りもあり、工事ではショベルバケットからの土砂漏えいを防ぐよう注意を払いますので、土砂による魚類への影響は限定的と考えます。 他方、水質への影響は本工事では薬液使用しませんが、重機からの油漏れがあった場合に水質への化学的影響が懸念されます。対策として重機をシルトフェンスで囲い油漏れを防ぐことが挙げられます。 河道の工事は、乾季の工事計画ですが、San Juan 分水路の河口部の工事に限っては、雨季の工事も想定しております。この場合も、台船に設置した重機により工事が実施されますが、上流河道工事と同様に油漏れ防止策としてシルトフェンス設置を提案します。 FR では本対応策を再評価表の 10 生態系に追記し、環境管理計画でも補完いたします。
20.	DFR 第 3 章	漁業について調べた結果を記述してください（質）（コ）	石田委員	Noveleta 町の Municipal Agriculture Office への聞き取りにより、San Juan 分水路河口部付近において、漁業は営まわれていないことを確認した旨を FR に追記します。
21.	助言対応表、	漁船留まりへの影響を避けるため放水路の線形を東に寄せて計画したという記述は報告書のどこを見れ	石田委員	ご指摘の通り、San Juan 分水路の河口部について、西側の漁船を避けるように線形を計画したことを FR に添付資料 3 の図とともに追記します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	14 番	ばいいのでしょうか。（質）		
22.	DFR P3-41	地形・地質に関するスコーピングの再評価において、供用時の評価を「D-」ではなく、「B-」に修正すべきである。 供用時の評価「D-」の主な理由が「分水路線形の既存自然水路の利用」と述べられているが、この度の分水路は、上流から幅 100m の大型の分水路を建設するため、年間にこの分水路から運ばれる土砂は、現在のものとは比較にならないほど多いと想定される。この土砂運搬機能の大幅な増大により、河口付近の地形にある程度の影響をもたらすと推測される。（コ）	清水谷 委員	D-は誤記で D が正しい標記でした。「地形・地質」で記載したように、河口部の海岸線は干満により変形しています。構造物よりも自然要因が大きいため評価を D としました。ただし、ご指摘のように流下土砂が堆積することが想定されますので、それは海岸全体への影響と捉え、その対策を環境管理計画(表 3.1.21)No.15 海岸にあるよう分水路河口部の堆積土砂の除去 で対応するように提案しております。No.15 の影響として FR に記載します。
23.	DFR Pp3-70 ~3-74	3.2.3 (1)被影響人口の推計の項では、情報（提供）拒否世帯が認められるが、今後、このような世帯には、どのような対応が行われるのかを具体的に記述すること。（コ）	谷本 委員	詳細設計時に RAP のアップデートが予定されており、その中で詳細設計の結果を踏まえ、最終確定した被影響住民（PAPs）に対するセンサス・社会経済調査が実施されます。そこで、再度、補償金額の算定等に必要な情報の提供を依頼します。以上を FR に追記します。
24.	DFR p.3-71 表 3.2.3 p.8-1 表 8.2.1 表 8.2.2	複数の環境社会調査結果の違いを教えてください。特に、表 3.2.3 の調査（対象 715 世帯）と表 8.2.1 ~8.2.3 の世帯調査（集計対象 236 世帯）では、女性世帯主の割合は、38%(表 3.2.7)、33.5%（表 8.2.1）は大きく変わらないが、身体障がい者がいる世帯の割合は、p.3-85 表 3.2.28 では 0.9%、表 8.2.2 では 8.1% と大きく異なる。なお、前者は自治体ごとの集計だが、後者は川沿いになっており、調査時期も不明である。（質）	織田 委員	3 章のものが、FS 対象事業により用地取得、住民移転の影響を受けると想定される住民の社会経済状況です。 8 章のものは、マスタープランの更新作業において 2015 年 7 月~8 月に実施した世帯調査で、対象世帯は FS 対象事業の範囲より広範囲に及ぶ調査です。この点ができるように、FR で記載します。
25.	DFR p.3-26 表 3.1.16 p.3-41 表	現在得られている移転対象世帯の推定数は以下のとおりと理解してよいか？ 966 世帯（p.3-26 表 3.1.16） 961 世帯(p.3-41 表 3.1.20) 877 世帯（推計値 p.3-71 表 3.2.3 および RAPp.26） 814 世帯（p.4-9 表 4.2.1）（質）	織田 委員	数値が散乱して申し訳ございません。RAP 調査の途中経過を反映していたものが残ってしまいました。本調査で特定した移転対象世帯は 877 世帯（推計値 p.3-71 表 3.2.3 および RAPp.26）です。FR にて正しい数値に修正いたします。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	3.1.20 p.3-71 表 3.2.3 p.4-9 表 4.2.1 RAP p.26			
26.	DFR p.3-72, 3-85	PAF の非正規居住者世帯は推計 299 世帯（PAF の 34.1%）（p.3-71 表 3.2.3）だが、うち有補償資格者でない世帯はどのくらいか？有補償資格者ではない世帯のうち、かなりの世帯は弱者世帯(539)として移転の支援を受けられると想定してよいか？ 今後移転者が確定したとのち、非正規世帯×弱者世帯、女性所帯主世帯のクロス集計結果を示していただきたい。（質）（コ）	織田委員	非正規住民世帯のうち、補償の受給資格を満たさない世帯がいるかどうか、現在確認中です。本事業では、RAP 及び DFR3-85 に記載した補償・支援方針に沿って、住民移転を実施することを実施機関と協議します。FR では非正規世帯×弱者世帯、女性所帯主世帯のクロス集計結果移転世帯が確定した後、クロス集計します。
27.	p.3-77 表 3.2.11	表 3.2.11. (p3-77)では性別・職業別分布を示すべきである。世帯主の 38%が女性である(表 3.2.7)ことから、女性がどのような職業についているかの情報は、移転時の生計補償や回復支援に関係する。（コ）	織田委員	FR では、表 3.2.11 の世帯主の職業と収入源について、性別を分けて記載します。
28.	DFR 表 3.1.14 ～表 3.1.21、 EIA 第 4 章 表 4.70, 4.81, p.4-221	表 3.1.14(=EIA p4-232)の「女性は家事育児を担っている」との調査結果は、EIA の自治体毎の詳細説明と齟齬がある。後者では、女性の労働力が男性を上回っているところも多い(Table 4.70, 4.81, p4-221)ことから、女性は家事育児を担っているとは言えないのではないか。 実はこの「女性は家事育児を担っている」との視点が表 3.1.15 以下で調査のスコープで、世帯における女性の立場を対象に狭めており、今後生計補償などに影響する可能性がある。（質）（コ）	織田委員	ご指摘の通り、統計資料からは、女性の方が雇用率が高い地域が存在することは事実ですが、一方で EIA 調査の中でのインタビューでは家事を担うのも多くが女性であるという実態が確認されました。従い、女性は就業割合が高い一方、多くの家庭では家事育児の主な担い手である、が適切かと考えます。本事業の RAP に作成にあたっては、各段階の住民協議では女性の参加率は男性とほとんど変わらず、女性の参加数が男性を上回った回もございます。そのため、補償方針や生計回復策の立案にあたり、女性の意見、視点も反映できているものと考えています。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
29.	DFR p.3-93, 3-94	Noveleta の非正規世帯については町長が自治体域内において非正規世帯のための移転地を整備することになっているがまだ土地の選定が行われていない。選定が遅れた場合は工事の着工を延期するのか？この移転先の整地と基本インフラ整備のため JICA の追加融資を提供することになっているがこれはこのプロジェクトの枠内なのか？別なのか？（質）	織田委員	非正規世帯のための移転地選定が遅れた場合は、非正規住民の移転ができないため、工事着工は延期されます。 また、DFR 3-94 の「追加融資」という文言は誤解を招く表現であり、お詫びします。正確には、事業の検討の初期段階には事業対象には含まれていませんでしたが、最終的に移転地の整地と基本的なインフラ整備に係る費用を JICA の借款対象とする予定です。
30.		第三回パブリックコンサルテーションでの主な協議結果を読んで。 4：回答が素直にのみ込めない感じがしています。35% が合意（同意）していないなら質問者の言うところの、相当数が合意していない、にあたるのではないのでしょうか。 10：ウェブサイトにて一定期間掲示するというだけで果たして十分でしょうか。関心をもつ人、さらには直接の利害関係者の全員が英語が分かるという仮定はすこし無理もありそうな気がします。各集落ごとに情報を印刷して（タガログ語も）配布するとかの工夫が望まれます。（質）（コ）	石田委員	4：ご指摘の通り事業実施に関して、一部住民から懸念が示されているため、これまでに実施機関は3段階にわたり住民協議を開催しました。さらに第4回住民協議が2017年6月に開催され、合意形成に向けた努力を続けています。今後も、住民協議、情報公開、苦情処理等により、住民への説明・協議を進めます。 10：同様に、実施機関は住民への説明・協議を進める中で、タガログ語のリーフレットを作成し、配布する予定です。
31.	DFR	パブリック・コンサルテーションはいずれも平日の昼間開催されているが、この時間に地域外に働きに出かける人は参加できなくなるのではないのか？このことに対する配慮は必要ないか？（質）	織田委員	ご指摘の通り、仕事で参加が難しい住民もいるかと思えます。開催日時については、公共事業省だけでなく、関連自治体とも調整しており、地元住民の状況にもある程度配慮できていると考えております。関連自治体からは、平日ではなく休日（週末）に開催すると、住民にとって安息日として家族と過ごす時間であるため、住民協議は平日開催が望ましい、との見解が示されました。
32.	DFR p3-109	表 3.2.37 に示された LGU との協議（2016 年 1 月から 2 月にかけて実施）において、LGU 側からの要望の中に、事業デザインに直接影響を受けるものが含まれている。その際、DPWH 側は「（前向きに）検討す	清水谷委員	表 3.2.37 の LGU との協議は、本 FS 調査の初期に RAP 調査を開始する前に LGU の意見を聴取するため、行ったものです。協議の中で出された意見は、その後の調査の中で可能な限り検討され、事業計画に反映されています。例えば、San Juan 分水路の法線は、関係する LGU やバランガイとの協議結

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		る」と回答しているが、それらの個々の要望に対する検討結果は、DFR のどこを見れば把握できますか？（質）		果を反映しながら、検討されています。また、LGU から出された事業対象地域内の南北の交通網の強化の要望を受けて、San Juan 分水路兩岸にそれぞれ2車線の道路を計画しました。さらに、LGU の要望を受けて、特殊護岸（ハット矢板護岸）を San Juan 分水路に導入し、同分水路の用地幅を抑える検討を行いました。
33.	DFR 1-76p	1.4 積算の表 1.4.1 中に、外貨配分 80%・内貨配分 20%と外貨配分 100%の2種類の燃料及び油類が記載されているが、これらの差はどういうことか（2つとも積算に使われるなら、その違いを明記する必要がある）。（質）（コ）	谷本委員	「外貨 100%」の方が編集ミスで、積算は全て「外貨配分 80%・内貨配分 20%」で計算しています。大変申し訳ありません。従って、「外貨 100%」とした記載部分はFR から削除します。
34.	DFR 3-5p	3.1.1 (1) 自然環境の(e)の「カビテ州内の…③困難地域に分類される」にある③困難地域とは井戸の掘削が困難、よって井戸がない地域という意味か。より分かりやすい表現にすべきである。（質）	谷本委員	表現が不適切でした。③困難地域とは地下水脈が井戸水利用に供しない（深過ぎる、または掘削できない）地域を示します。混乱を避けるため「③井戸不適地域」とし、上記説明をFR に追記します。
35.	1-26 他	写真や図面などで方位や縮尺が記載されていないものが多数ありますので、入れるようにしてください。（コ）	林委員	ご指摘の通り、図面に方位、縮尺の記載のないものが多くありました。FR では全ての図面に記載するようにいたします。
36.	6-1	表 6.1.1 に過去の洪水被害の状況が整理されていますが、この洪水の規模、被害の規模などは過去数十年と比較して、増大していますか？もし発生頻度、規模とも増大しているのであれば、4章の経済評価の分析とも関連します。（質）（コ）	林委員	過去数十年にのぼる洪水被害データは、収集されておりません。このためコメントされたように洪水被害の時系列的な変化を定量的に示し、洪水被害額の増大を経済評価分析に関連させることは難しい状態にあります。但し、域内の資産は、確実に増大・拡大の傾向にあります。このため、少なくとも過去に比べて潜在的な洪水被害額が減少していることはないかと断定できます。また現況資産に基づく経済評価において、内部収益率は 19.3%を確保しており、事業の経済的優位性は担保されていると言えます。
37.	DFR p.3-44 表 3.1.20 スコーピング	「住民移転が生じる場合、女性への適正な補償金支払が履行されない懸念がある」（表 3.1.20）ことから、表 8.3.1 のように可能な補償を列記されたこと、および、p.8-6 で「8.3.6 女性の洪水対策事業への関与の強化」が独立の項目として挙げられたことを歓迎する。今後、表 8.3.1 に防災計画策定参画におけるジェンダー	織田委員	ご指摘の内容に関しましては、「8.3.5 災害復旧・復興に係わる配慮」の中で記述したと考えております。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	再評価 p.8-3 表 8.3.1 p.8-6 8.3.6	バランスの配慮という項目を加えられないか？（コ） （質）		
38.	DFR p6-5、 6-10 表 6.3.4 p.8-6 p.3-108	自治体洪水委員会(MFMC)や自治体住民移転実施委員会（M/CRIC）の委員における女性の参加の促進またはジェンダーバランスへの配慮を加えることはできないか？表 6.3.4 の避難所運営における女性の関与の拡大および p.8-6 (2) 災害復旧・・・「女性の参画の推進」を踏まえての提案である。（質）	織田委員	防災対策および住民移転実施では女性の役割は大きく既に配慮はされていると認識しておりますが、ジェンダーバランスへの配慮をリマインドすることで本プロジェクトでの女性の活躍がさらに促進されることが期待されます。このため FR では「8.3.6 女性の洪水対策事業への関与の強化」に上記を追記します。
39.	RAP p.47	Gender supportsという表現はフィリピンでは一般的なのか？ジェンダーに基づいて不利な状態にある人を、支援により公平にするという意味かと思うが、世銀でもあまり使われていないように見える。（質）	織田委員	ご指摘の通り、フィリピンでは、ジェンダーの公平化、女性の権利の平等化などのような表現が使われており、Gender Support という表現は、一般的でないようです。FR では本項の記述内容は、女性への支援であるため、「女性支援」、「Support for Women」とします。
40.	表 3.1.21 p3-46	No.30 女性の 家長家庭 とあるが、ほかでは女性世帯主(p3-75)とあり、こちらの方が一般的なもので統一していただきたい。（コ）	織田委員	ご指摘ありがとうございます。FR では「女性世帯主」に統一いたします。